

平成 28 年 1 月 20 日

泉北環境整備施設組合

公共下水道事業推進委員会委員長 様

泉北環境整備施設組合

管理者 阪口 伸六

泉北環境整備施設組合合流式下水道緊急改善事業事後評価について（諮問）

泉北環境整備施設組合合流式下水道緊急改善事業事後評価について、下記のとおり諮問します。

記

1 合流式下水道緊急改善事業事後評価について

合流式下水道は、雨水と汚水を同一管渠により排除するシステムであり、その施工面や維持管理の優位性から、早くから下水道事業に取り組んできた本組合を含む多くの都市において採用されています。

しかし、合流式下水道は、雨水と汚水を速やかに排除し、「水洗化の普及促進」と「浸水対策」を同時に進める手法としては優れているが、大雨の時に大量の雨水が下水管渠に流れ込むと管渠や処理場の処理能力を超えた下水が未処理のまま河川や湖沼・海域に放流され、公共用水域の水質汚濁、悪臭の発生、きょう雑物流出による景観の悪化、公共衛生上の観点などから近年大きな社会問題となっています。

このため、合流式下水道を採用している都市において、一定期間に合流式下水道の改善対策を緊急的かつ集中的に実施する合流式下水道緊急改善事業が創設され、平成 15 年には、下水道法施行令が改正され、合流式下水道についても、分流式下水道の雨水水質と同程度の水質にすること等が規定されました。

本組合においても合流式下水道緊急改善計画を策定し、合流式下水道の持つ問題を早期に解決する取り組みを進めてきました。

この合流式下水道緊急改善計画を作成したときには、中間評価及び事後評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告することとなっています。

平成 24 年度の中間評価を経て、平成 25 年度末に当該事業計画期間が終了し、本年度、評価に必要なモニタリングが完了したことから、事後評価を実施するに当たり、評価の透明性、客観性及び公正さを確保するため、第三者機関である公共下水道事業推進委員会の意見を求めるものです。

2 諮問事項

次のことについて、諮問します。

- (1) 対象事業の進捗状況
- (2) 目標達成状況及び目標達成の見通し
- (3) 対象事業の整備効果の実現状況
- (4) 事業の効率化に関する取組状況
- (5) 今後の方針

泉環下推委第 8 号

平成27年3月15日

泉北環境整備施設組合
管理者 阪口 伸六 様

泉北環境整備施設組合
公共下水道事業推進委員会
委員長 藤田 正憲

泉北環境整備施設組合合流式下水道緊急改善事業事後評価について（意見具申）

平成28年1月20日付け泉環総第291号にて諮問のあったこのことについて、
下記のとおり意見を具申いたします。

記

本委員会は、泉北環境整備施設組合の合流式下水道緊急改善事業事後評価について、対象事業の進捗状況、目標の達成状況、整備効果の発現状況等を総合的に検証し、審議した結果、別紙のとおり意見を取りまとめたので、これについて意見具申をいたします。

なお、組合においては、本委員会の意見を尊重すること、また、今後は、施設の適正な維持管理と経費削減に努め、継続的な水質調査を行い、公共用水域の保全に努めていただくとともに、事後評価の公表に当たっては、地域住民等に平明に周知いただくよう申し添えます。

別紙

泉北環境整備施設組合合流式下水道緊急改善事業事後評価についての意見

1 はじめに

本委員会は、平成28年1月20日付け泉環総第291号の諮問に基づき、平成28年2月23日に委員会を開催し、泉北環境整備施設組合における合流式下水道緊急改善事業について、その事後評価を実施するに当たり、評価の透明性、客観性及び公正さを確保するため、多面的な観点から慎重に審議を行った。

2 意見

本事業は、合流式下水道が抱える公共用水域の水質汚濁問題から、平成14年度に創設された合流式下水道緊急改善事業に基づいて推進してきた事業であり、組合が策定した合流式下水道緊急改善計画に基づき、平成20年度に実施設計業務を行い、平成21年度から平成25年度末まで、処理場機能改善工事等を実施してきた。

本事業は、公共用水域の水質保全を目的とした事業であり、下水道法施行令においても水質基準等が規定される事業であるため、その重要性は、客観的視点からも判断できる。

まず、対象事業の進捗状況について、汚濁負荷の削減、公衆衛生上の安全確保に関する対策工事が、計画年度内にすべて竣工されており、事業は適正に執行されたと評価できる。

次に、目標の達成状況と達成の見通しについて、現時点で、評価指標である「BOD放流負荷量」、「雨天時放流BOD負荷量」、「未処理下水の放流回数」のすべての改善項目において、目標が達成されていることが、モニタリングの結果から判断できる。

次に、整備効果の発現状況について、BOD放流負荷量が大きく削減できたことにより、分流式下水道並以下の放流負荷量となっていること、未処理下水の放流回数を半減以下にできたこと、また、放流水質基準についても、規制値を下回る数値を達成できていることから、事業の整備効果により、大きな水質改善効果が得られたと評価できる。

次に、事業の効率化に関する取組状況について、建設工事を日本下水道事業団に委託することで、計画期間内での建設及び工事の完成に取り組まれたほか、既存の水処理施設を活用したことにより、事業費の削減が図られている。また、新技術の採用及び流域下水道への統合にも取り組まれ、建設費及び維持管理費の削減に寄与し、本事業に対して、より効率的な取組がなされたと評価できる。

また、本委員会委員各位の意見についても、特別な疑問点はなく、事後評価に関する好意的意見のみであった。

以上のことから、本委員会は、事業の進捗状況、目標の達成状況、整備効果の発現状況等を総合的に判断し、泉北環境整備施設組合における合流式下水道緊急改善事業事後評価において、本事業は適正に執行されたと判断し、高く評価するものである。

なお、泉北環境整備施設組合の公共下水道事業は、平成 26 年 4 月 1 日付けをもって、組合市（泉大津市、和泉市、高石市）にそれぞれ移管されていることから、今後は、施設の適正な維持管理と公共用水域の保全に努めていただくとともに、さらなる施設の運用改善にも取り組まれない。